

北海道開発局
営繕（建築）担当課長補佐 殿
都市・住宅整備担当課長補佐 殿
河川事業（補助）担当課長補佐 殿
道路事業（補助）担当課長補佐 殿
各地方整備局
沖縄総合事務局
営繕（建築）担当課長 殿
都市・住宅整備担当課長 殿
河川事業（補助）担当課長 殿
道路事業（補助）担当課長 殿

国土交通省
大臣官房官庁営繕部 整備課長補佐
土地・水資源局 土地政策課長補佐
都市・地域整備局まちづくり推進課長補佐
市街地整備課長補佐
街路課長補佐
公園緑地課長補佐
下水道部 下水道事業課長補佐
河川局 治水課長補佐
道路局 地方道・環境課長補佐
住宅局 住宅総合整備課企画専門官
市街地建築課長補佐

雨水の貯留浸透を重点的かつ緊急的に進めるべき地区
における事業の推進について

雨水の貯留浸透の重要性については、「都市における安全の観点からの雨水貯留浸透の推進について」（平成19年3月30日付け国営整第156号、国土政第238号、国都事第22号、国都市第415号、国都街第85号、国都公緑第242号、国都下事第339号、国河治第211号、国道地環第46号、国住備第179号、国住街第255号通知）により通知したところであるが、標記地区において必要な事業の実施及び支援措置を講じるにあたっては、下記の事項を踏まえ対応されたい。

また、補助事業担当課におかれては、貴管内の都道府県及び政令指定都市に対し、本事務連絡の周知をお願いする。

記

1. 雨水の貯留浸透の必要性及び推進にあたっての各主体の関与

- 市街化に伴う雨水流出率の増加に対し、「雨水の排除」のみに依存するのではなく、「雨水の浸透率を高め、もしくは雨水を貯留することで、雨水の流出を抑制する」という視点が重要である。

- また、雨水の貯留浸透は、浸水対策のみならず、流域における健全な水循環への改善、都市におけるヒートアイランド対策、水辺空間の創出による良好な水環境や地域コミュニティの形成、地域の防災力向上等にも貢献するものである。
- このように、雨水の流出抑制施策は、「まちづくり」とのつながりが深いことから、市町村の主導により取り組むことが望ましい。
- 各公共施設管理者（事業者を含む。以下同じ。）、地域住民や民間企業等が、雨水の流出について、それぞれの関連性や立場を踏まえ、連携を図りながら流出抑制に向けてそれぞれの役割を果たすことが重要である。
 - 官庁施設：国民共有の財産であり、地球環境問題への対応、健全な水循環系の構築、良好な生活環境の形成等の観点から当該施設管理者にも配慮しつつ先導的役割を果たすため、官庁施設整備として貯留浸透を行い、地区の浸水被害の軽減に寄与する。
 - 市街地整備：公共施設と宅地の面的整備を行う市街地整備にあたり浸透率の低下により雨水の流出を増加させる面があるため、また、市街地の再整備にあたり都市環境の改善を図るため、市街地整備として貯留浸透を行うとともに、下水道等他事業との連携により浸水被害の軽減に寄与する。
 - 公園：都市において安全・安心な都市の形成や地球環境問題等への対応の観点から整備しているものであり、防災目的の一層の活用が可能な貴重な公共空間を有している。このため、公園整備として緑地の確保等による保水・浸透機能を高めるとともに、下水道事業との連携等により浸水被害の軽減に寄与する。
 - 下水道：都市において雨水を河川等に排水し雨水が溢れないようにする役割を有している。雨水排水を主体としつつ貯留浸透の整備も実施しているが、近年の集中豪雨の頻発等も踏まえ、貯留浸透の一層の強化により浸水被害の軽減を図る。
 - 河川：河川に流出してくる雨水を安全に下流へ流す役割を有している。自ら河道の拡幅等の河川整備を行うとともに、雨水の流出を抑制し、地下水を涵養させる雨水貯留浸透も行い、浸水被害の軽減を図る。
 - 道路：都市において交通や物流機能を担い都市活動を支えているものであり、道路整備（不浸透域の拡大）により雨水の流出を増やす面がある一方で、内水氾濫時にはこれらの機能に重大な支障が生じるおそれがある。このため、道路整備として透水性舗装や排水性舗装等を行い、道路交通機能を保全するとともに地区の浸水被害の軽減に寄与する。
 - 住宅・建築物：内水氾濫時には、生命や財産に係る深刻な被害が生じるおそれがある一方、住宅・建築物が整備されることにより、雨水の不浸透域が拡大し、雨水の急激な流出につながるおそれがあることから、住宅・建築物において貯留浸透を行い、地区の浸水被害の軽減に寄与する。

2. 雨水の貯留浸透を重点的かつ緊急的に進めるべき地区

- この事務連絡において、重点的かつ緊急的に進めるべき地区は以下の通りとする。
 - 「下水道総合浸水対策緊急事業」の要件に該当する地区
 - 「総合治水対策特定河川事業」の要件に該当する地区
 - など重点的に浸水対策に取り組むべき地区

3. 雨水の貯留浸透の進め方

- 市町村が、雨水貯留浸透の目的、基本方針（理念、責務等）、対象地区、主な施策、整備時期等を明らかにした全体的な計画を策定し、国・都道府県・市町村における各公共施設管理者、地域住民や民間企業等が一体的に雨水の貯留浸透に取り組むこととする。
また、各主体の意識向上及び施策の実効性を高めるために普及啓発に努めるものとする。
なお、本計画と同等レベルの内容を定めた計画が既に存在する場合にあっては、当該計画に基づいて実施することとする。
- 市町村は、これらの取り組み状況・効果についてモニタリングを行うものとする。
- 市町村において計画の策定や施策実施のモニタリングを行うにあたっては、下水道、道路、公園等の関係部局による横断的な連絡会議を設置するなどして緊密な連絡調整を行うことが有効である。
- 雨水の貯留浸透は中長期的な観点から持続的に取り組むことが重要であり、貯留浸透施設の新設のみならず、既存施設の改築時に貯留浸透機能を付加すること（例えば、今後の舗装更新時には透水性舗装にすること等）も効果的である。
- 雨水貯留浸透に関する全体的な計画は、上下流の安全度バランスや健全な水循環への改善等の観点を踏まえ策定するものとする。計画の策定にあたっては、効率的かつ効果的に雨水貯留浸透が進められるよう、市町村と河川管理者は相互に連絡し協力するものとする。
- 市町村は、施設整備を所管する国及び都道府県に対し、計画の策定に先立って協力要請を行うほか、計画を策定したときには当該計画を送付する。

（参考1）

雨水貯留浸透施設の整備にあたっては、各事業に係る通常の国庫補助に加え以下のような支援制度が設けられている。採択要件等を確認の上、活用を検討されたい。

- まちづくり交付金
- 地域住宅交付金
- 住宅市街地盤整備事業
- 下水道総合浸水対策緊急事業
- 新世代下水道支援事業制度（水環境創造事業水循環再生型）
- 総合流域防災事業（流域貯留浸透事業）
- エコビル整備事業融資
- 雨水貯留浸透施設整備促進税制

（参考2）

雨水貯留浸透施設の整備にあたり、技術的事項については以下の資料を参考にされたい。

- 流域貯留施設等技術指針（案）（昭和61年10月、平成5年5月増補改訂）
（社）日本河川協会
- 雨水貯留浸透施設技術指針〔案〕調査・計画編（平成7年9月、平成18年9月増補改訂）（社）雨水貯留浸透技術協会
- 雨水貯留浸透施設技術指針〔案〕構造・施工・維持管編（平成7年9月）（社）雨水貯留浸透技術協会
- 下水道雨水浸透技術マニュアル（平成13年6月）（財）下水道新技術推進機構
- 道路路面雨水処理マニュアル（案）（平成17年6月）（独）土木研究所

雨水貯留浸透施策の推進イメージ

市町村 雨水の貯留浸透に関する全体的な計画(基本計画)の策定

(計画事項)

目的、基本方針(理念、責務等)、対象地区、主な施策、整備時期、推進体制等
(策定体制)
下水道、河川、道路、公園、都市整備、住宅・建築、教育委員会等の部局から構成
される連絡会議を設置(事務局は下水道部局)

※アドバイザーとして国の地方支分部局の関係出先機関(河川国道事務所等)、都道府県の本庁関係課(下水道課、河川課、道路課、公園課、都市計画課等)及び関係出先機関(土木建築事務所等)が適宜参加

フィードバック

市町村が国及び都道府県への協力要請等を行うにあたっては、市町村の下水道部局を連絡窓口として対応することとし、国及び都道府県の下水道部局を通じ、各事業部局へ連絡する。

国、都道府県

実施について協議、調整

河川部局 都市整備部局
 河川事業 街路事業
 道路部局 市街地整備事業
 道路整備事業 まちづくり交付金事業
 公園部局 住宅・建築部局
 都市公園事業 地域住宅交付金事業
 営繕部局 住宅建築物整備事業
 官庁施設整備事業

実施について協力要請

教育部局 県立学校 等

市町村

実施を検討

下水道部局 下水道事業 下水道部局 市立学校 等
 道路部局 道路整備事業 道路部局
 公園部局 公園事業
 都市整備部局 都市公園事業
 街路事業 街路整備事業
 市街地整備事業 まちづくり交付金事業
 住宅・建築部局 地域住宅交付金事業
 住宅建築物整備事業

地域住民・民間企業等

実施について協力要請

地域住民
 NPO
 民間企業 等

各部局において施策(個別の整備内容等)を具体化

国、都道府県は必要な事業の実施及び支援

市町村が取り組み状況をモニタリング